

厚岸町条例第18号

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例

厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「維持する者」の次に「(以下「主たる生計維持者」という。)」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改め、同条第2項中「同項の規定にかかわらず、申請書の提出期限は、令和3年3月31日」を「同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第10条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。